

広島県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和七年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称                    |                       | 所 在 地          | 変 更 年 月 日 |
|------------------------|-----------------------|----------------|-----------|
| 新                      | 旧                     |                |           |
| カナデビア健康保険組合 因島総合病院（医科） | 日立造船健康保険組合 因島総合病院（医科） | 尾道市因島土生町二五六一番地 | 令和七年一月一日  |
| カナデビア健康保険組合 因島総合病院（歯科） | 日立造船健康保険組合 因島総合病院（歯科） | 尾道市因島土生町二五六一番地 | 令和七年一月一日  |